

# 卒業・進学時の電気学会会員資格の扱いについて

大学	学部で卒業、社会人に	1年	2年	3年	4年	社会人1年	社会人2年	社会人3年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5,400	5,400	10,000
		学生員				准員		正員

大学	大学院修士進学	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	社会人1年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5400or3000	5400or3000	10,000
		学生員				准員or学生員		正員

大学	大学院修士進学留年	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	留年	社会人1年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5400or3000	5400or3000	5400or3000	10,000
		学生員				准員or学生員			正員

大学	大学院博士まで進学	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	大学院3年	大学院4年	大学院5年	社会人1年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5400or3000	5400or3000	5400or3000	5400or3000	5400or3000	10,000
		学生員				准員or学生員					正員

高専	1年	2年	3年	4年	5年	専科	専科	卒業後2年間	社会人3年
	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	5,400	10,000
		学生員						准員	正員

高校	1年	2年	3年	卒業後6年間				社会人7年	
	3,000	3,000	3,000	5,400	5,400	5,400	5,400	10,000	
		学生員			准員				正員

留学生は、日本の学制で学んでいる間は、国籍に関係無く、日本人と同等の待遇を得ることができます。

注意! 准員を学生員に資格変更した場合、再び「准員」になる事はできません。学生員期間終了後は、「正員」扱いとなります。

電気学会の会員システムでは、大学学部卒業後は会員資格が一律に「准員」扱いとなります。  
 ですが、「大学院に進学したので学生員に戻してください」という申し出が本人からあれば、大学院在学中は「学生員」として登録することができます。  
 留年した場合、博士課程に進学した場合は、新しい卒業予定年月を本人から連絡していただければ、大学院在学中は「学生員」の登録を延長することができます。  
 ただし、この学生員への変更手続きは任意ですので、必ず本人からの申し出が必要です。申し出がない場合は、准員扱いとなります。  
 さらに、進学した場合は速やかにご連絡をいただかないと、学生員への登録変更ができなくなる場合があります。注意(大学院2年生になってからの連絡では間に合いません、その場合は准員の会費をお納めいただくことになります。)

この場合、「一年間留年しましたので卒業予定年月が1年延びました」と連絡すれば学生員資格を延長できます。延長理由は留年でも問題ありません。

この場合、「博士課程に進学しましたので卒業予定年月が3年延びました」と連絡すれば学生員資格を延長できます。

**准員から学生員への資格変更の方法**  
 資格変更には本人から次の情報をご連絡いただく必要があります。

会員番号・氏名  
 進学or留年より何年何月まで在学する予定か。  
 (卒業予定年月 例:2015年3月末)  
 在学を証明するもののコピー。  
 (例:学生証、試験合格通知、在学証明書など)

以上のものを 社団法人電気学会 総務課(会員係)  
 〒102-0076  
 東京都千代田区五番町6-2HomatHorizonビル8F  
 E-mail: member@iee.or.jp Fax:03-3221-3704  
 までお送り下さい。